

## 公益財団法人浜松市文化振興財団 文化団体活動支援助成金要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人浜松市文化振興財団（以下「財団」という。）が浜松市民の文化への関心を高め、自主的な芸術文化活動の展開と個性的で活力のあるまちづくりに寄与するため、個人又は団体（以下「文化団体等」という。）が実施する自主的な芸術文化事業に対する助成金の交付等の支援（以下「支援」という。）を行う文化団体活動支援助成金（以下「助成金」という。）に関して必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、「団体」とは、3人以上で構成され、浜松市内に住所を有する又は浜松市内で活動する法人その他グループをいう。ただし、その他財団理事長が特に認める団体はその限りでない。次の各号のいずれかに該当する団体は除く。

(1) 政治・宗教を目的とする団体

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）及び暴力団員等と密接な関係を有するもの並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

(3) その他公序良俗に反する団体

2 この要綱において、「個人」とは、浜松市内に住所を有する者をいう。ただし、その他財団理事長が特に認める個人はその限りでない。

3 この要綱において、「芸術文化事業」とは、次の各号をいう。

(1) 音楽（邦楽、洋楽、オペラ等）の公演、発表

(2) 舞踊（バレエ、ダンス、邦舞等）の公演、発表

(3) 演劇（演劇、ミュージカル、人形劇、朗読等）の公演、発表

(4) 美術（絵画、彫刻、工芸、書、写真、デザイン等）の発表、展示

(5) 文芸（小説、詩、短歌、俳句、川柳、随筆、評論等）の発表、展示

(6) 民俗芸能（能楽、歌舞伎、文楽等）の公演、発表

(7) 大衆芸能（落語、漫才、講談、浪曲、寄席演芸等）の公演、発表

(8) メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術）の制作及び発表

(9) 生活文化、その他（浜松市の文化振興、または新たな文化の創造に寄与するもの）の公演、発表等

### (対象事業)

第3条 この要綱において、助成金の対象事業となる活動は、自ら企画運営する創造的な文化活動で、その成果が浜松の文化に還元される芸術文化事業とする。ただし、次に掲げる各号に該当するものについては支援の対象から除外する。

(1) 政治的又は宗教的活動を主な目的とする事業

(2) 営利を主な目的とする事業

(3) 慈善事業への寄付を目的とする事業

(4) その他、公序良俗に反する事業

2 前1項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認めるものについてはこの限りではない。

(支援内容)

第4条 この助成金の交付金額及び支援内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 助成金の交付（上限10万円、下限なし、非精算式）
- (2) 財団所管施設における対象事業のポスターの掲示及びチラシの配架
- (3) 財団主催事業におけるチラシ挟み込み
- (4) 財団ホームページでの事業告知
- (5) アクトシティチケットセンターでのチケット取り扱い（手数料免除）

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする文化団体等は、別表1に掲げる書類各1部を、理事長に提出するものとする。

- 2 前1項の書類は別表1による時期までに提出するものとする。理事長は書類を正式に受理したときは、当該文化団体等に対し、文化団体活動支援助成金申請受理書（第2号様式）を交付するものとする。

(交付の決定)

第6条 理事長は、第5条による交付の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、その年度の事業計画に基づき、予算の範囲内において助成金の交付を決定する。

- 2 助成金の交付を決定したときは、当該団体に対し、速やかに文化団体活動支援助成金交付決定通知書（第3号様式）を交付するものとする。

(交付の条件)

第7条 助成金の交付を決定する際、次の各号を条件とする。

- (1) 交付を受けようとする事業のポスター、チラシ、プログラム等に、その事業が「公益財団法人浜松市文化振興財団 文化団体活動支援助成金」の補助を受けている旨の表示及び別表2に掲げる規定のロゴマークを掲載すること。
- (2) 次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。
  - ア 交付を受けようとする事業の内容の変更をしようとする場合
  - イ 交付を受けようとする事業に要する予算の変更（軽微な変更を除く）をしようとする場合
  - ウ 交付を受けようとする事業を中止、又は延期しようとする場合
- (3) 交付を受けようとする事業が予定内の期間内に完了しない場合や、遂行が困難となった場合においては、速やかに理事長に報告しその指示を受けること。

(変更承認申請)

第8条 助成金の交付決定を受けた文化団体等が第7条の(2)による理事長の承認を受けようとするときは、速やかに別表1に掲げる書類各1部を、理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は前1項を承認したとき、当該団体に対し、速やかに文化団体活動支援助成金計画変更承認通知書（第7号様式）を交付するものとする。

(実績報告)

第9条 助成金の交付決定を受けた文化団体等は、事業完了の日から起算して30日を経過した日までに別表1に掲げる書類各1部を、理事長に提出するものとする。

(助成金交付の確定)

第10条 理事長は第9条による実績報告を受けたときは、その内容を精査し、助成金の交付を確定するものとする。また、助成金の交付を確定したときは、当該文化団体等に対し、速やかに交付確定通知書(第12号様式)を交付するものとする。

(請求の手続き)

第11条 財団は第9条による当該文化団体等からの助成金請求にもとづき、助成金交付の確定の日から起算して30日を経過した日までに助成金を交付する。

(助成金交付の決定の取り消し及び助成金の返還)

第12条 理事長は、助成金交付の決定を受けた文化団体等が、正当な理由なく次の各号に一に該当するときは、助成金交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 交付を受けようとする事業を実施せず、又は実施する意思が認められないとき。
- (2) 交付を受けようとする事業を中止し、完了する見込みのないとき。
- (3) 交付を受けようとする事業の実施について、不正な行為があると認められたとき。
- (4) 第7条の規定により付された条件に違反したとき。
- (5) 助成金を、交付を受けようとする事業の実施目的以外に使用したとき。
- (6) その他この要綱に違反したと認められたとき。

2 理事長は前1項を決定したとき、当該団体に対し、速やかに文化団体活動支援助成金計画取消通知書(第9号様式)を交付するものとする。

(報告の徴収及び調査)

第13条 財団は、交付を受けようとする事業の適正な運営及び遂行を図るため必要があると認められるときは、助成金交付の決定を受けた文化団体等に対し、事業もしくは活動および会計について報告を求め、又は調査することができるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

第1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1 申請方法及び交付申請期間

<p>1 交付申請</p>	<p>提出書類            (1) 申請書 (第 1 号様式)            (2) 事業企画書 (様式任意)            (3) 団体規約等            (個人の場合はプロフィールや活動経歴等、様式任意)            (4) その他理事長が必要と認める書類</p>
<p>(1) 交付申請期間</p>	<p>交付を受けようとする事業の実施日の前年度 1 月 4 日から 1 月 31 日まで</p>
<p>(2) 事業実施対象期間</p>	<p>次年度の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで</p>
<p>2 変更承認申請</p>	<p>提出書類            (1) 計画変更申請書 (第 5 号様式)            (2) 変更事業計画書 (第 6 号様式)</p>
<p>3 実績報告及び請求手続き</p>	<p>提出書類            (1) 完了報告書 (第 10 号様式)            (2) 請求書 (第 11 号様式)            (3) 交付を受けようとする事業のポスター、チラシ、プログラム等            (4) その他理事長が必要と認める書類等</p>